

寒河江市選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第6項の規定により、令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えたとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上となったときのくじを行う日時及び場所について、次のとおり決定する。

令和8年2月3日

寒河江市選挙管理委員会
委員長 高橋 達也

- 1 日 時 令和8年2月5日 午後5時30分
- 2 場 所 寒河江市役所 201会議室
寒河江市中央一丁目9番45号